

新城市建设工事等事務手続要綱

平成 17 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新城市が発注する建設工事（工事に使用する資材の買入れ又は工事に関する業務委託を含む。）の施工に関する事務の取扱いについて、法令、規則その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金額 消費税相当額を含んだものをいう。
- (2) 契約金額 消費税相当額を含んだものをいう。
- (3) 設計変更 新城市契約規則第 53 条の規定による「契約内容の変更」により元設計を変更することをいい、第 20 条の規定により、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者又は現場代理人に協議及び指示することを含むものとする。
- (4) 工事 建設工事、測量、調査、設計及び工事用資材の購入をいう。
- (5) 部長 工事施工を担当する課が属する部の部長
- (6) 課長 工事施工を担当する課の課長
- (7) 入札執行担当課長 入札を執行する担当課長

(設計書の作成)

第 3 条 工事を施行しようとするとき、又は工事の内容を変更しようとするときは、工事設計図書又は工事変更設計図書を作成するものとする。

(工事の施行伺)

第 4 条 課長は、工事設計図書又は工事変更設計図書を作成したときは、予算執行（変更）伺書（様式第 1）に設計図書等を添付し、施行について決裁を得るものとする。

(入札執行依頼)

第 5 条 前条により決裁を得たときは、入札・見積依頼伺書（様式第 2）について課長の決裁を得て、入札執行担当課長に入札執行を依頼するものとする。

2 入札予定日は、原則として毎月第 1、第 3 水曜日とする。

(入札執行関係)

第 6 条 入札の執行は、法令、規則その他別に定めるもののほか、新城市入札執行事務処理要綱（平成 17 年新城市制定）、新城市建设工事等競争入札参加業者選定要綱（平成 17 年新城市制定）に基づいて行うものとする。

(契約の締結)

第7条 契約は、支出負担行為決議書により決議した後、速やかに契約書（様式第4）又は請書（様式第5）により契約を締結するものとする。

（監督員の任命）

第8条 工事（工事に使用する資材の買入れを除く。）の監督員は、市長が工事ごとに任命し受注者に監督員通知書（様式第6）により通知するものとする。ただし、監督員を置く必要がないと認めるときは、この限りでない。

（監督の方法）

第9条 監督は、新城市建設工事等監督要綱（平成17年新城市制定）に基づいて行うものとする。

（工程表）

第10条 受注者は設計図書に定めるところにより、工程表（様式第7）を契約締結後5日以内に提出するものとする。

（現場代理人）

第11条 現場代理人の通知は、現場代理人等通知書（様式第8の1）により契約締結後5日以内に行うものとする。

2 現場代理人は、工事現場（工事目的物の敷地にとどまらず、その近傍で直接管理可能な一定の場所も含む。）に常駐し、請負契約の的確な履行を確保するため、受注者の代理人とし現場の取締りを行い、工事の施工に関する一切の事項を処理するものとする。ただし、現場代理人及び主任技術者に関する特約条項（平成23年新城市制定）に基づく現場代理人は、以下の各号の条件をすべて満たす場合に工事現場に常駐しているものとして取り扱い、現場代理人の工事の兼務を1件認めるものとし、現場代理人兼務届（様式第8の2）を契約締結後5日以内に提出するものとする。

（1） 当初設計額が500万円未満の建設工事又は、建設工事に該当しない工事（草刈り、溝浚い等）及び、請負代金額が4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）の建設工事を1件まで

（2） 同時に兼務できる工事の数は、1件までとする。ただし、いずれも新城市発注の工事であること。

（3） 兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制であること。

（主任技術者）

第12条 主任技術者の通知は、現場代理人等通知書（様式第8の1）により契約締結後5日以内に行うものとする。

2 主任技術者の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校もしくは中等教育学校を卒

業後 5 年以上又は同法による大学もしくは高等専門学校卒業後 3 年以上建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に定める建設業の種別に応じた経験を有する者で、在学中に国土交通省令で定めた学科を修めたもの

（2） 建設業の種別に応じた建設工事に関して、10 年以上の実務の経験を有する者

（3） 国土交通大臣が前 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

3 国、地方公共団体が発注者である工事で請負代金の額が 4,500 万円以上（建築一式工事は 9,000 万円以上）のものについては、専任の主任技術者を定める。ただし、例外的に当該工事と密着な関係のある工事を同一の場所又は近接した場所において施行するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事も管理することができる。

（監理技術者）

第 13 条 監理技術者の通知は、現場代理人等通知書（様式第 8 の 1）により契約締結後 5 日以内に行うものとする。

2 国、地方公共団体が発注者である工事を直接請負った特定建設業者は、その工事を施行するために締結した下請契約の請負代金の額（当該契約が二以上あるときは、それらの総額）が 5,000 万円以上（建築一式工事にあつては、8,000 万円以上）のものについては、専任の監理技術者を定める。この場合、下請人は、主任技術者を定める。

3 監理技術者の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 建設業法第 27 条第 1 項に定める技術検定その他の法令の規定による試験で国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けている者

（2） 主任技術者となる資格を有する者で、発注者から直接請負った代金が 4,500 万円以上の工事を 2 年以上指導監督的な実務経験を有する者

（3） 国土交通大臣が前 2 号と同等以上の能力を有する者と認定した者

4 国、地方公共団体等が発注者である工事に専任で置かなければならない監理技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある監理技術者資格者証の交付を受けた者でなければならないものとし、発注者は資格者証の提示を求めることができる。

（監理技術者補佐）

第 13 条の 1 監理技術者補佐の通知は、現場代理人等通知書（様式第 8 の 1）により契約締結後 5 日以内に行うものとする。

2 国、地方公共団体が発注者である工事を直接請負った特定建設業者が、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）を置く場合は、専任の監理技術者補佐を定め、監理技術者兼務届（様式第 8 の 3）を契約締結

後 5 日以内に提出するものとする。

3 監理技術者補佐の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 主任技術者の要件を満たす者のうち、建設業法第 26 条の 4 第 1 項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有する者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者

(2) 国土交通大臣が前号と同等以上の能力を有するものと認定した者

4 特例監理技術者が兼務できる工事は同時に 2 件までとする。

5 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある監理技術者補佐資格者証の交付を受けた者でなければならないものとし、発注者は資格を証明する書類の提示を求めることができる。

(専門技術者)

第 14 条 専門技術者の通知は、現場代理人等通知書（様式第 8 の 1）により契約締結後 5 日以内に行うものとする。

2 専門技術者とは、一式工事業者が一式工事の内容である専門工事を自ら施行する場合に、専門工事又は附帯工事に係る施工の技術上の管理をつかさどる者とし、要件が備わっている限り、主任技術者又は監理技術者が兼ねることができる。

3 専門工事とは、住宅建築工事を施行する場合における大工工事、屋根工事、内装仕上工事、電気工事、管工事等、一式工事の内容となる工事を示す。

(経歴書)

第 15 条 第 11 条から前条までの関係書類には、経歴書（様式第 9）を添付するものとする。

(工事の下請負)

第 16 条 受注者はいかなる場合も、請負った工事を一括して下請負させてはならない。

2 前項に規定する場合を除き、その請負った工事の一部を下請負させようとするときは、受注者に対して下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

3 受注者がその請負った建設工事につき自ら工事の主体的部分の施工を行いその他の部分を他の建設業者に請負わせる場合や、工事全体を下請負に付する場合であっても、各専門工事について分業的に他の二以上の建設業者に下請させ、自ら総合的に企画、調整、指導を行う場合は、一括下請負には該当しない。

4 第 2 項の届を受理したときは、写しを入札執行担当課長に送付するものとする。

(契約期間延長の理由)

第17条 契約期間の延長は、次の各号のいずれかに該当し、やむを得ず期間を延長する必要がある場合とする。

(1) 天災地変等やむを得ないもの（受注者の申出によるもの）

ア 異常気象による長雨、積雪、凍結などのために作業不能などによるもの

イ 災害による手戻り、作業不能及び材料搬入困難などによるもの

ウ その他善良な施工管理者として、特にその責めに帰することができない理由によるもの

(2) 受注者の責めに帰すべき理由によるもの（受注者の申出によるもの）

ア 労力不足によるもの

イ 材料入手の遅延によるもの

ウ 建設機械の借入遅延又は故障によるもの

エ 施工上の管理の不備又は過失によるもの

オ その他明らかに受注者の責めに帰すべきことが明白な場合

(3) 工事の施工上、契約期間延長の必要があるもの（受注者の申出によらないもの）

ア 用地買収等の遅れによるもの

イ 家屋移転等の遅れによるもの

ウ 用地境界の確認の遅れによるもの

エ 関連する他の工事の遅れによるもの

オ 工事を一時中止したもの

カ その他特別の事情によるもの

（契約期間延長による協議等の手続）

第18条 契約期間の延長は、その必要が生じた都度、監督員が当該延長の理由を掌握し、次の各号のいずれかの区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 受注者の申出によるもの

前条第1項第1号及び第2号の場合においては、契約期間延長申出書（様式第10）を受注者に提出させ、その理由が妥当であると認めたときは、契約期間延長承認通知書（様式第11）により受注者に通知するものとする。

(2) 受注者の申出によらないもの

前条第1項第3号の場合においては、契約期間延長協議書（様式第12）を受注者に送付し、受注者から契約期間延長承諾書（様式第13）を徴するものとする。

2 契約期間延長承認通知書（様式第11）及び契約期間延長協議書（様式第12）、契約期間延長承諾書（様式第13）については各2部作成し、1部は受注者又は現場代理人に手渡し、他方は起案部分とともに整理しておくものとする。

3 契約期間延長に伴う延長協議等の決裁区分は、その必要が生じた都度、新城市決裁規程

の区分により決裁を得るものとする。

なお、受注者の申出によらない契約期間の延長においては、契約期間延長の協議伺いと施行（変更）伺いは、併せて決裁を得ることができるものとする。

（契約期間延長による契約変更の手続）

第19条 契約期間延長に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、第3条から第5条までの手続を遅滞なく行うものとする。

2 契約期間延長に伴う契約（変更）伺いの決裁区分は、その必要が生じた都度、新城市決裁規程の区分により決裁を得るものとする。

（設計変更理由）

第20条 設計変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当し、やむを得ず元設計を変更する必要が生じた場合とする。

（1） 発注後に発生した外的条件によるもの

ア 自然現象、その他不可抗力による場合

イ 他事業（他機関、公益事業者等の現に実施中又は計画中の事業をいう。）及び施工条件等に関連する場合

ウ 地元調整等（地域住民の要望をはじめ、公安委員会等の他の機関、公益事業者等の要望を含む。）の処理による場合

エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）

（2） 発注時において確認困難な要因に基づくもの

ア 推定岩盤線の確認に基づく場合

イ 地盤支持力の確認に基づく場合

ウ 土質・地質の確認に基づく場合

エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合

オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）

カ 諸経費調整に基づく場合

キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合

ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合

ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な標示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合

（3） 事業の進捗を図るもの

（4） 各関係法令、規則等の改正によるもの

（設計変更による契約変更の範囲）

第21条 設計変更により契約変更できる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とす

る。

- (1) 設計変更による契約金額の累計増加額が当初契約金額の30パーセント以内（別途発注することが妥当な場合を除く。）の場合

ただし、30パーセントを超えるものであっても、現に施工中の工事と分離して施行することが著しく困難な場合については、契約変更できるものとする。

- (2) 設計変更により現契約金額を減額する場合

（設計変更の手続）

第22条 設計変更は、その必要が生じた都度、監督員が当該変更の理由を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認した上で行わなければならない。

- 2 第20条の規定による設計変更を行う場合は、当該変更の内容を設計変更協議書（案）（様式第14（その1））に整理し、決裁を得た上で、受注者に対し設計変更の協議を設計変更協議書（様式第14（その2））により行わなければならない。

ただし、次の各号いずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事施工後に設計変更協議の手続きを行うことができるものとする。

- (1) 工事施工前に数量が定まらないもの。
(2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの。
(3) 受注者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）。

- 3 設計変更協議書は2部作成し、1部は受注者又は現場代理人に手渡し、他方は起案部分とともに整理しておくものとする。

- 4 設計変更に伴う変更協議の決裁は、当初と変更の合計金額とし、変更金額が減額の場合は、当初の決裁区分とする。

（軽微な設計変更の手続）

第23条 設計の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）とは、前条第2項第1号又は第2号の場合において、設計変更の内容が軽易なものであり、概算増減額見込額が当初契約金額の10パーセント以内で、かつ、500万円未満の変更とする。

- 2 設計変更協議書は2部作成し、1部は受注者又は現場代理人に手渡し、他方は起案部分とともに整理しておくものとする。

- 3 軽微な変更に伴う変更協議の決裁区分は、部長（当該工事が課長決裁のものは課長）の決裁を得て協議することができるものとする。

また、軽微な変更、かつ、次の号に該当するものは、課長の決裁を得て、設計変更の内容を新城市建设工事等監督要綱（様式第4）により指示することができるものとする。

ただし、新城市建设工事等監督要綱（様式第4）により指示した内容については、工事

施工後に設計変更協議の手続きを行うものとする。

(1) 当初契約に付随する内容の変更

(設計変更による契約変更の手続)

第24条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた場合に第3条及び第4条の手続を遅滞なく行うものとする。ただし、契約条件等を著しく変更することとならないものは、工期の末までに行うことができるものとする。

2 設計変更に伴う予算執行(変更)伺書の決裁は、当初と変更の合計金額とし、変更金額が減額の場合は、当初の決裁区分とする。

3 前項の手続完了後、支出負担行為変更決議書により決議した後、速やかに変更契約書(様式第15)又は変更請書(様式第16)により変更契約を締結するものとする。

(損害金の徴収)

第25条 第17条の規定による契約期間の延長が受注者の責めによるものであるときは、遅延日数に応じ、未履行部分相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき決定された率で計算した額に相当する損害金を徴収するものとする。

(未履行部分相当額)

第26条 損害金徴収のときにおける未履行部分相当額とは、契約金額から期間延長前の履行期日において検査した出来形に相当する額を差し引いた額とする。

(工事の中止)

第27条 工事の中止をする必要があるときは、次の区分により処理するものとする。なお、工事を中止したときは、その時点の出来形検査調書(様式第20)を作成するものとする。

(1) 工事の中止をする必要があるときは、工事中止決定通知書(様式第21)により、受注者に通知するものとする。

(2) 課長は、工事の中止をしたときは、工事中止報告書(様式第22)により入札執行担当課長に報告するものとする。

(契約解除)

第28条 契約を解除する必要があるときは、次の区分により処理するものとする。

(1) 課長は、自らが契約解除する必要があると認めるとき、又は受注者から契約解除申請書(様式第23)が提出されたときは、契約解除伺書により決裁を得て契約解除依頼書(様式第24)により入札執行担当課長に依頼するものとする。

(2) 入札執行担当課長は、契約を解除するときは、契約解除決定通知書(様式第25(その1))により受注者に通知し、契約解除決定通知書受領書(様式第25(その2))を徴するものとする。

(3) 入札執行担当課長は、契約解除したときは、契約解除通知書（様式第26）により課長に通知するものとする。

(4) 課長は、契約解除した工事に前払金がある場合は、契約解除通知書（様式第27）により保証事業会社に通知するものとする。

2 契約解除に伴う精算は、各課が行うものとし、課長は、出来形検査を実施し、出来形調書作成の上契約解除に伴う精算方法（別表第1）に基づき精算額を確定して、支出負担行為変更決議書を作成し、決裁を得て精算通知書（様式第28）により受注者に、保証金請求通知書（様式第29）により保証事業会社に通知するものとする。

3 受注者から前項の精算額に基づき請求書が提出されたときは、課長は当該請求書に支出負担行為決議書、出来形検査調書及び出来形調書を添付して支払手続を執り、また、精算に伴う前払金の返納金については保証事業会社に、同利息については受注者に対し納入通知書により、それぞれ請求するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第29条 権利義務の譲渡又は承継の申出は、工事譲渡（継承）承諾申出書（様式第30）により提出させるものとする。

2 前項の申出書の提出があったときは、次の区分により処理するものとする。

(1) 課長は、当該申出書に工事譲渡（承継）副申書（様式第31）を添えて入札執行担当課長に送付するものとする。

(2) 入札執行担当課長は、申出を承諾するときは、工事譲渡（承継）承諾書（様式第32）により受注者及び譲受（承継）人に通知するものとする。

（名称変更等の届出）

第30条 受注者の名称若しくは組織又は住所の変更があった場合は、名称等変更届（様式第33）を提出させるものとする。

2 前項の届の提出があったときは、入札執行担当課長は、写しを契約締結する課長に送付するものとする。

（部分使用）

第31条 工事目的物の引渡し前において出来形部分の一部又は全部を使用する必要があるときは、出来形検査の上、部分使用協議書（様式第34）により受注者と協議し、部分使用同意書（様式第35）を徴し、部分使用通知書（様式第36）により受注者に通知するものとする。

（部分引渡し）

第32条 工事の完成に先立って、工事目的物の一部完了部分の引渡しを受ける必要があるときは、部分引渡し調書（様式第37）を作成の上、部分引渡し協議書（様式第38）に

より受注者と協議し、部分引渡し承諾書（様式第 39）を徴するものとする。

2 承諾書徴収後の事務手続は、全部完了の手続を準用し、関係書類には一部完了である旨明記するものとする。

3 部分引渡しに伴う請負代金の支払は、一部完了部分に対する請負代金相当額を支払うものとする。

（損害賠償）

第 33 条 工事の中止、契約解除、部分使用その他の理由により、受注者より損害賠償の請求があったときは、課長は、意見を付けて市長に報告し、必要な措置を採るものとする。

（工事の検査）

第 34 条 工事の検査は、新城市建設工事等検査要綱（平成 17 年新城市制定）により行うものとする。

（工事の完了通知等）

第 35 条 完了の通知は完了届（様式第 40）により、修補補正完了の通知は修補補正完了届（様式第 41）により、行わせるものとする。

（前払金）

第 36 条 前払金の支払は、前払金保証証書を添えた請求書を受理した日から 21 日以内に支払うものとする。

2 前払のできる額は、新城市公共工事に係る前金払取扱要綱（平成 17 年新城市制定）に定めるところによる。

（部分払）

第 37 条 部分払における出来形検査の請求は、出来形検査請求書（様式第 42）により行うものとする。

2 部分払の請求書、請求金額内訳書（様式第 43）の提出があったときは、出来形検査調書を添付し、請求書を受理した日から 15 日以内に支払うものとする。

（精算払）

第 38 条 契約代金の支払は、請求書に支出負担行為決議書、契約書及び完了検査調書を添付し、請求書を受理した日から 40 日（測量、調査、設計及び工事用資材の購入にあっては 30 日）以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第 39 条 新城市契約規則第 32 条に定める契約保証金の免除に関する但し書は、一般競争入札の案件には適用しないものとする。

2 契約保証金の還付は引渡し完了後、契約保証金払戻請求書（様式第 44）により還付するものとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第28条関係）

契 約 解 除 に 伴 う 清 算 方 法									
支払形態 請求及び 支払区分	前金払いのみをしている場合				前金払いして部分払いしている場合			部分払いのみ している場合	支 払 済 額 の な い 場 合
	出来形がない 場合 $C = 0$	出来形が前払 金の額に満た ない場合 $C < A$	出来形が前払 金をこえてい る場合 $C > A$	出来形が前払 金と同じ場合 $C = A$	出来形が前払 金と部分払金 を加えた額と 同じ場合 $C = A + B$	出来形が前払 金と部分払金 を加えた額に 満たない場合 $C < A + B$	出来形が前払 金と部分払金 を加えた額を こえる場合 $C > A + B$	出来形が部分 払金をこえて いる場合 $C > B$	出来形がある 場合 C
保証会社へ請 求すべき金額	前金払相当額 A	前払金から出 来形相当額を 控除した額 $A - C$	な し	な し	な し	前払金に部分 払金を加えた 額から出来形 相当額を控除 した額 $(A + B) - C$	な し	な し	な し
契約者へ請求 すべき金額	前払金に対す る利息 $A \times E \times D$	上記の利息 $(A - C) \times E$ $\times D$	な し	な し	な し	上記の利息 $\{(A + B) - C\} \times D \times E$	な し	な し	な し
契約者へ支払 うべき金額	な し	な し	出来形相当額 から前払金を 控除した額 $C - A$	な し	な し	な し	出来形相当額 から前払金に 部分払金を加 えた額を控除 した額 $C - (A + B)$	出来形相当額 から部分払金 を控除した額 $C - B$	出来形相当額 C 全部
符 号 の 説 明	A 前払金額 B 部分払金額（出来形相当額から前払金額に出来形の割合を乗じた額を控除した額） C 契約解除時の出来形相当金額 D 前払金支払日から返還の日までの日数 E 利息（政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律256号)第8条第1項の規定に基づき決定された率）								

様式 略